

廃掃法等の改正に伴う許可申請・届出に係る提出書類取扱いの変更について

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の改正、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の新設及び同規則第9条の2第2項等の改正に伴い、欠格要件の一部が変更されます。

このため、(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請等に係る添付書類が変更となります。

2 法令改正に伴う欠格要件の一部変更

改正前	改正後
成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	心身の故障により、その業務を適切に行うことのできない者として環境省令で定めるもの (⇒精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)

3 添付書類の変更

(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請等の際に求めていた申請者、役員、株主、使用人及び法定代理人に係る添付書類を下記のとおり変更します。

変更前	変更後
成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	下記①、②のいずれかの書類 ①成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ②精神の機能の障害に関する医師の診断書等

4 適用期日

令和元(2019)年12月14日